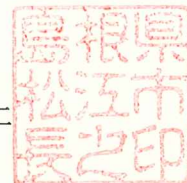


松江市告示第 321 号

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程を指定する告示（平成 19 年松江市告示第 216 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 20 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
2 中間検査を行う期間 <u>令和 6 年 6 月 20 日から令和 9 年 6 月 19 日</u> <u>まで</u>	2 中間検査を行う期間 <u>令和 3 年 6 月 20 日から令和 6 年 6 月 19 日</u> <u>まで</u>

附 則

この告示は、令和 6 年 6 月 20 日から施行する。